

## 2. ミバエ類のトラッピング (ISPM No. 26の付録)

### 〔概要〕

ミバエ類の発生状況、防除状況、使用場面及び調査目的に応じたトラップ調査方法に関するガイドラインで、ISPM No. 26(ミバエ類の無発生地域の設定)の付録として作成されている。なお、ミバエ類の低発生地域の国際基準にも適用できるもの。

### 〔経緯〕

- ・2006 (平成18) 年4月、総会で作業プログラムへの追加承認
- ・2006 (平成18) 年5月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2007 (平成19) 年11月、ミバエに関する技術パネルで原案作成
- ・2008 (平成20) 年5月、基準委員会で各国協議案として承認
- ・2008 (平成20) 年9月、各国協議締め切り
- ・2008 (平成20) 年11月、基準委員会において、各国コメントの集約・検討期間の確保を考慮し、作業スケジュールを延長すること (Extended Schedule) が承認
- ・2009 (平成21) 年11月、基準委員会で次期IPPC総会 (CPM5) に諮られることが承認

2008年6月案の概要	6月案に対する日本のコメント概要	今次案の概要
表題：ミバエ類のトラッピング (ISPM No. 26の <u>附属書</u> )		表題：ミバエ類のトラッピング (ISPM No. 26の <u>付録</u> )
1. トラップ調査対象地域の状況及び調査目的 ・ミバエ類の発生地域/無発生地域、発生範囲の特定、無発生の証明、調査目的等の違いに対応したトラップ調査方法		1. (6月案のとおり)
2. トラッピングシナリオ ・ミバエ類の状態に基づいて「ミバエ類が存在する場合」と「ミバエ類が存在しない場合」の2つを開始点としている		2. (6月案のとおり)

<p>3. トラッピングシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミバエの種類ごとにトラップ調査で使用する器具、機材（誘引剤、殺虫剤、トラップ用装置）、手順</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕殺虫を蟻の食害から保護するため、トラップ内に蟻が侵入しないよう、つり下げる資材に接木用塗布材を塗布すべき。</li> </ul>	<p>3. トラッピングシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月案に新たな種類の器具、機材等を追加 (我が国左記コメント反映済み)</li> </ul>
<p>4. トラップ設置密度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミバエの種類ごとにトラップ調査の目的に応じた誘引剤、設置位置、密度、調査頻度等</li> </ul>		<p>4. トラップ設置密度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月案に新たに対象とするミバエ類、誘引剤等を追加又は削除</li> </ul>
<p>5. 境界設置調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>境界設置調査はミバエ類無発生地域への境界線を決定し、それが異常発生であるかどうかを判別するよう設定</li> </ul>		<p>5. (6月案のとおり)</p>
<p>6. 監督活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トラップ活動の有効性を評価するための監視活動として、使用する材料の品質の評価及びこれらの材料とトラップ手順の利用の有効性の確認等</li> </ul>		<p>6. (6月案のとおり)</p>

**〔今次案に対する対応案〕**

- 対象とするミバエ類の中に、我が国において特に侵入を警戒している「セイブアウトウミバエ」を含めること、などをコメントとして提出予定